## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	2024年	月日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区深草塚本町67	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 学校法人 龍谷大学 専務理事 入澤 崇	

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等				前年度					
	第一種特定製品の種類			年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数		
	エアコンディショナー			559 台	7 台	71 台	488 台		
	冷蔵機器及び冷凍機器			80 台	0 台	2 台	78 台		
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロン充塡量		代替フロン回収量			
	エアコンディショナー			68. 4	キログラム	59. 4	キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機器			0	キログラム	0	キログラム		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	用	時	・フロン簡易点検を専門業者にて実施している。その結果や日々の不具合事案から修理や廃棄を適宜行っている。					
	廃	棄	時	・管理担当者が廃	棄業者へフロン排	出抑制法に基づい	て処分を依頼		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時	・漏えい集計表を作成して年間の充填・回収状況を再確認して漏えい防止に努めている。					
	廃	棄	時		管理表、フロン充	#出抑制法に基づい  填・回収証明書、			
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針									
特記事項				〜₩-Y#-1   7   11   -}- フ					

任 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

<sup>2 「</sup>第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。